

# 乙川中部

—— 自然が生きて住みたくなる街 ——

## 街づくり

## お願い

### ・建築行為等の制限について

半田乙川中部土地区画整理事業の施行地区内で次のことをする場合は、土地区画整理法第7条の規定に基づく許可が必要となりますので、必ず土地区画整理事業施行地区内建築行為等許可申請書<sup>※1</sup>を提出し、許可を受けてから建築行為等を行うよう注意してください。

1. 建築物や工作物の新築・改築・増築
2. 事業の障害となるおそれがある土地の形質の変更
3. 重量5トン以上の物件の設置、たい積

### ・宅地（土地）の所有権等の移転の届出について

知多都市計画半田乙川中部土地区画整理事業施行条例第41条により、施行地区内の土地について、権利の移転があったとき（相続、売買等）には、すみやかに届出をすることが必要です。届出がされていないと、仮換地及び敷地地番該当証明書等を発行することができないなど、支障がでることもありますので、移転があったときには必ず所有権移転届出書<sup>※2</sup>の提出をお願いいたします。

※1、2の様式は半田市のホームページにも掲載していますのでご利用ください。

### ・出来形確認測量について

区画整理が完了した街区に永久杭の設置を行い、土地の面積（登記面積）を確定するものです。測量作業により宅地内に立ち入らせていただく必要があるため、作業の際は、事前にお知らせします。この出来形確認測量により確定する地積と、過去にお伝えしている地積との間で、誤差が生じる場合があります。この誤差は区画整理完了時に清算金として徴収もしくは交付させていただきます。

このニュースはみなさんと街づくりを検討する資料です。大切に保管してください。

●お問い合わせ・ご意見は下記まで●

半田市役所3階 建設部市街地整備課  
(0569) 22-9302/FAX (0569) 23-6061  
Email: shigai@city.handa.lg.jp



4車線化後の環状線

令和2年3月  
(1988.1. No.1 発刊)

半田市